

令和7年  
4月から

市民センターが  
丸から利用しやすくなります！

子どもから大人まで  
みんなが参加できる  
地域コミュニティを作ろう!!

## 市民センター

多様な主体による全世代参加型の  
地域コミュニティの構築

### 新たに利用できる活動内容

NPO法人が  
主催する  
有料の  
イベント

講師が  
主催する  
学習教室

企業が  
主催する  
講座や  
イベント

映画上映、  
音楽会などの  
有料  
サービス

## 利用目的

### 地域活動

- コミュニティ活動  
自治会、町内会活動 など
- 保健福祉活動  
ふれあい昼食会 など
- 生涯学習活動  
登録クラブ活動 など

### 多目的利用 (月謝、販売時の支払い合計金額が5千円以内)

- NPO法人が主催する  
有料のイベント など
- 講師が主催する学習教室 など
- 企業が主催する講座やイベント など
- 映画上映、音楽会などの有料サービス

## 利用者の属性

- ① 地域団体 まちづくり協議会及びその構成団体
- ② 個人 ①、③、④、⑤に属さない一個人として活動する人
- ③ 非営利団体 NPO法人、公益財団(社団)法人など
- ④ 営利団体 株式会社、有限会社など
- ⑤ 登録クラブ 市民センターを定期的に使用する登録をされたクラブ

## 早見表

	地域活動	多目的利用	使用申請時期	室使用料(※1)
地域団体	○	○	2か月前 <small>(各団体や活動内容による)</small>	一般の使用料
個人	○	●	○:2か月前 ●:1か月前(※2)	○:一般の使用料 ●:一般の使用料の5倍
非営利団体	○	●	○:2か月前 ●:1か月前(※2)	○:一般の使用料 ●:一般の使用料の5倍
営利団体	—	●	1か月前(※2)	一般の使用料の5倍
登録クラブ	○	—	2か月前	一般の使用料

※1 減免場合があります  
※2 多目的ホールは2週間前

## 多目的利用の手続き方法

- 受付場所** 主に使用する市民センターがある区役所コミュニティ支援課
- 受付期間** 毎月1日～15日(土曜日、日曜日、祝日、年末年始を除く)の間に受付を行います
- 申請書** 市HPに掲載、区役所コミュニティ支援課窓口に設置
- 持ってくるもの** 本人確認ができるもの(例:免許証)、団体の概要が分かるもの(例:規約)、団体に属していることが分かるもの(例:社員証)など
- 結果通知** 申請月の翌月20日以降  
承認された後、本人確認書類を持って使用する市民センターへ

※地域活動については、これまで同様に市民センターに使用申請をしてください。(多目的利用の手続きは不要です。)